

愛知県消防及び水防表彰規則

昭和四十二年十一月一日  
規則第五十六号

改正	昭和四七年 二月二八日規則第三号	昭和四九年一二月二七日規則第一〇四号
	昭和五一年 八月一八日規則第七七号	昭和五二年 八月二六日規則第六八号
	昭和五六年 七月 八日規則第六三号	昭和五八年 七月二〇日規則第四一号
	昭和六〇年一〇月 九日規則第七八号	平成 元年 三月二九日規則第八号
	平成 四年一〇月一九日規則第八六号	平成 七年一〇月 六日規則第七五号
	平成十九年 三月三〇日規則第三四号	

愛知県消防及び水防表彰規則をここに公布する。

愛知県消防及び水防表彰規則

(趣旨)

**第一条** この規則は、消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第九条各号に掲げる機関(以下「消防機関」という。)、消防機関の長が消防活動に即応してその消防機関に属する消防職員又は消防団員で編成した組織(以下「隊」という。)、消防職員及び消防団員並びに水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第五条第一項の規定により設置された水防団及び水防団員並びにこれらのもの以外の個人又は団体(以下「個人又は団体」という。)で消防又は水防に関し功労のあつたものに対して、知事が行なう表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(消防機関、隊又は水防団に対する表彰)

**第二条** 消防機関又は隊に対する表彰は、次の各号のいずれかに該当するものについて行なう。

- 一 消防力の充実強化について、その成績が優秀であつて、他の模範と認められるもの
- 二 水火災等の災害現場における消防活動に関し、その功労が特に顕著であつたもの
- 2 水防団に対する表彰は、水災現場における水防活動に関し、その功労が特に顕著であつたものについて行なう。

(消防職員、消防団員又は水防団員に対する表彰)

**第三条** 消防職員又は消防団員に対する表彰は、次の各号のいずれかに該当する者について行なう。

- 一 水火災等に際し、消防作業に従事し、その功労が特に顕著であつた者
- 二 防災思想の普及、消防施設の整備その他災害の防禦<sup>ぎよ</sup>に関する対策の実施について、その成績が特に優秀であつた者
- 三 永年勤続し、その勤続成績が優秀であつて、他の模範と認められる者
- 四 職務遂行中死亡した者
- 五 前各号に掲げるもののほか、他の模範として推奨すべき功績があつた者
- 2 水防団員に対する表彰は、次の各号のいずれかに該当する者について行なう。
  - 一 水災に際し、水防作業に従事し、その功労が特に顕著であつた者
  - 二 永年勤続し、勤務成績が優秀であつて、他の模範と認められる者
  - 三 職務遂行中死亡した者
  - 四 前各号に掲げるもののほか、他の模範として推奨すべき功績があつた者

一部改正〔昭和四七年規則三号〕

(個人又は団体に対する表彰)

**第四条** 個人又は団体に対する表彰は、次の各号のいずれかに該当するものについて行なう。

- 一 水火災等に際し、消防作業又は水防作業に協力し、又は従事し、その功労が特に顕著であつたもの
- 二 水火災等に際し、消防作業又は水防作業に協力又は従事中死亡した者

三 防災思想の普及、消防施設の整備その他災害の防禦<sup>ぎよ</sup>に関する対策の実施に協力し、又は従事し、その成績が特に優秀であつたもの

一部改正〔昭和五八年規則四一号〕

(表彰の種類及び対象)

**第五条** 表彰の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 特別功労章を授与して行なう表彰
  - 二 功労章を授与して行なう表彰
  - 三 永年勤続功労章を授与して行なう表彰
  - 四 顕彰状を授与して行なう表彰
  - 五 <sup>かん じゆ</sup> 竿頭綬を授与して行なう表彰
  - 六 表彰状を授与して行なう表彰
  - 七 感謝状を授与して行なう表彰
- 2 特別功労章は、第三条第一項第一号又は同条第二項第一号に該当する者で、かつ、その功労が抜群で他の模範と認められるものに対して授与する。
  - 3 功労章は、第三条第一項第一号若しくは第二号又は同条第二項第一号のいずれかに該当する者に対して授与する。
  - 4 永年勤続功労章は、第三条第一項第三号又は同条第二項第二号に該当する者に対して授与する。
  - 5 顕彰状は、第三条第一項第四号若しくは同条第二項第三号に該当する者又は第四条第二号に該当する者に対して授与する。
  - 6 <sup>かん じゆ</sup> 竿頭綬は、第二条第一項第一号に該当する消防機関に対して授与する。
  - 7 **表彰状は、第二条第一項第二号若しくは同条第二項に該当し、かつ、他の模範と認められる消防機関、隊若しくは水防団、第三条第一項第五号若しくは同条第二項第四号に該当し、かつ、功労顕著と認められる消防職員、消防団員若しくは水防団員又は第四条第一号に該当し、かつ、他の模範と認められる個人若しくは団体に対して授与する。**
  - 8 感謝状は、第二条第一項第二号又は第二項に該当する消防機関、隊若しくは水防団又は第四条第三号に該当する個人又は団体に対して授与する。

一部改正〔昭和四七年規則三号〕

(賞じゆつ金)

**第六条** 災害に際し、一身の危険を顧みることなく職務を遂行して死亡し、又は障害(非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令(平成十八年総務省令第百十号。以下「省令」という。)別表第二に定める第一級から第八級までの障害等級に該当する障害をいう。以下同じ。)を有することとなつた消防職員、消防団員及び水防団員(以下「消防職員等」という。)が、その功労により特別功労章又は功労章を授与されたときは、知事は、当該消防職員等に対し、賞じゆつ金を支給することができる。

- 2 賞じゆつ金は、殉職者賞じゆつ金及び障害者賞じゆつ金の二種類とする。
- 3 殉職者賞じゆつ金は、第一項の規定により死亡した消防職員等(障害者賞じゆつ金を支給した者を除く。)に対して支給するものとし、その額は、別表第一に定める功労の程度に応じ、同表に定めるとおりとする。
- 4 前項の殉職者賞じゆつ金は、当該消防職員等の遺族に支給するものとし、その遺族の範囲及び支給を受ける順位等については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和三十一年政令第三百三十五号。以下「政令」という。)第九条及び第九条の三第二項の規定の例による。
- 5 障害者賞じゆつ金は、第一項の規定により障害を有することとなつた消防職員等に対して支給するものとし、その額は、別表第二に定める功労の程度及び障害等級に応じ、同表に定めるとおりとする。

一部改正〔昭和四九年規則一〇四号・五二年六八号・五六年六三号・五八年四一号・六〇年七八号・平成一九年三四号〕

(殉職者特別賞じゆつ金)

**第六条之二** 災害に際し、命を受け、特に生命の危険が予想される現場へ出動し、生命の危険を顧みることなくその職務を遂行して死亡した消防職員等が、その功勞により特別功勞章を授与されたときは、知事は、三千万円の殉職者特別賞じゆつ金を支給することができる。

2 殉職者特別賞じゆつ金の支給並びに遺族の範囲及び支給を受ける順位等については、前条第四項の規定を準用する。

3 殉職者特別賞じゆつ金を支給する場合は、前条の規定による賞じゆつ金は支給しない。

追加〔昭和五六年規則四一号〕、一部改正〔昭和六〇年規則七八号・平成四年八六号・七年七五号〕

(報賞金等)

**第七条** 表彰を行う場合においては、知事は、前二条の規定により賞じゆつ金又は殉職者特別賞じゆつ金を支給する場合を除くほか、報賞金その他の副賞を付与することができる。

一部改正〔昭和五八年規則四一号〕

(表彰の時期)

**第八条** 表彰は、第五条第一項第三号及び第五号に掲げるものについては毎年十一月又は十二月に、同項第一号、第二号、第四号、第六号及び第七号に掲げるものについては毎年十一月若しくは十二月又は随時に行う。

全部改正〔昭和五八年規則四一号〕

(制式)

**第九条** 特別功勞章、功勞章、永年勤続功勞章及び竿頭<sup>かんじゆ</sup>綬の制式は、消防機関、消防職員又は消防団員に係るものについては別表第三、水防団員に係るものについては別表第四に定めるとおりとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四十七年二月二十八日規則第三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四十九年十二月二十七日規則第四百号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五十一年八月十八日規則第七十七号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五十二年八月二十六日規則第六十八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五十六年七月八日規則第六十三号抄)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行の際、現に改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて提出されている届出書、報告書、請求書その他の書類は、改正後のそれぞれの規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。

4 この規則施行の際、現に改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて調整されている届出書、診断書、証書、帳簿その他の用紙は、改正後のそれぞれの規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則(昭和五十八年七月二十日規則第四十一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和六十年十月九日規則第七十八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年三月二十九日規則第八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成四年十月十九日規則第八十六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成七年十月六日規則第七十五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成十九年三月三十日規則第三十四号)

この規則は、公布の日から施行し、平成十八年四月一日から適用する。